

# 翻訳業務委託基本契約約款

X t r a 株式会社

X t r a 株式会社（以下、「当社」という。）が翻訳業務の委託を目的として翻訳者との間で締結する翻訳業務委託基本契約の内容については、この翻訳業務委託基本契約約款（以下、「本契約約款」という。）で定めています。翻訳業務委託基本契約の申込の前に、必ず本契約約款の内容を確認してください。

## 第1章 本契約約款の目的等

### 第1条（本契約約款の目的）

本契約約款は、翻訳業務委託基本契約の成立、内容、終了及び個別契約に関する基本的な事項並びに当社及び翻訳者の権利義務等について定めることを目的とします。

### 第2条（定義）

本契約約款における用語の定義は、別に定めるものを除き、次の通りとします。

- (1) 「基本契約」とは、個別契約に関する基本的な事項を定めることを目的として、本契約約款、ペナルティー規定及び第19条第1項により制定される規則の定めにもとづき当社と翻訳者との間で締結する基本契約をいいます。
- (2) 「個別契約」とは、翻訳業務の委託を目的として、当社と翻訳者との間で個別の案件ごとに締結する個々の契約をいいます。
- (3) 「翻訳者」とは、当社との間で基本契約を締結した者をいいます。
- (4) 「本件サービス」とは、当社が別途定めるオンライン翻訳サービス利用約款又は翻訳サービス利用約款にもとづき提供する翻訳サービスをいいます。
- (5) 「サービス利用者」とは、本件サービスを利用する者をいいます。
- (6) 「翻訳業務」とは、当社がサービス利用者から受領した原稿を特定の言語に翻訳した翻訳データを作成し、かつ、当該翻訳データを当社に引き渡すことをいいます。
- (7) 「翻訳データ」とは、翻訳された原稿の内容を記載したデータをいいます。
- (8) 「翻訳料」とは、当社が翻訳業務の対価として翻訳者に支払う報酬をいいます。
- (9) 「ペナルティー規定」とは、本契約約款とは別に、翻訳者について一定の事由があった場合に当社が翻訳料の減額、基本契約若しくは個別契約の解除又は一定期間の翻訳業務の委託停止等の措置をとることを定めた「翻訳者のペナルティー規定」をいいます。

## 第2章 基本契約及び個別契約の成立

### 第3条（基本契約の申込及び成立）

1. 翻訳者になろうとする方は、当社のウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行うことにより、基本契約の申込を行うものとします。
2. 基本契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。
  - (1) 前項に定める申込の情報が当社に到達すること。
  - (2) 当社が翻訳者に対して承諾の意思表示を行うこと。

3. 基本契約の申込に際しては、本契約約款のすべての内容を確認してください。当社は、本契約約款の内容の全部又は一部を承諾しない方については、基本契約の申込をお断りしますので、その場合には前項に定める申込のための送信の操作を行わないでください。

#### 第4条（個別契約の申込及び成立）

1. 翻訳者は、当社が本件サービスの種類ごとに定める方法に従い、当社のシステムを介して当社に対する個別契約の申込を行うものとします。
2. 個別契約は、次の各号に掲げるすべての事由を要件として成立するものとします。
  - (1) 前項に定める申込が当社に到達すること。
  - (2) 当社が翻訳者に対して承諾の意思表示を行うこと。

#### 第5条（承諾を行わない場合）

1. 当社は、翻訳者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、基本契約又は個別契約の申込に対して承諾を行わないことがあります。
  - (1) 本契約約款、ペナルティー規定又は第19条第1項により制定される規則のいずれかに違反することが明らかに予想される場合。
  - (2) 申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (3) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に基本契約又は個別契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
  - (4) 第26条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
  - (5) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。
  - (6) 当社が翻訳者との間の基本契約又は個別契約の締結を望まない場合。
2. 当社は、基本契約又は個別契約の申込に対して承諾を行わないことによって翻訳者が被る損害その他一切の不利益について、一切責任を負いません。

### 第3章 翻訳者の義務

#### 第6条（善管注意義務）

翻訳者は、基本契約及び個別契約にもとづいて、善良な管理者の注意をもって翻訳業務を行わなければなりません。

#### 第7条（ID等の管理）

1. 翻訳者は、当社が翻訳者に発行したユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、本件サービスを提供するために運用する各種のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. 翻訳者は、ID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負いません。

#### 第8条（翻訳者と第三者との間における紛争）

翻訳者は、翻訳業務を行うに際してサービス利用者その他の第三者との間において生じた一切の紛争について、翻訳者自身の費用と責任でこれを解決しなければなりません。

## 第9条 (禁止行為)

翻訳者は、翻訳業務を行うに際して、以下の各号に該当する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

- (1) ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為。
- (2) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為。
- (3) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為、社会的に許されないような行為、又はこれらのおそれのある行為。
- (4) 法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為。
- (5) サーバーまたはネットワークへ著しい負荷をかける行為、又はそのおそれのある行為。
- (6) その他、当社が翻訳者として相応しくないと判断する行為。

## 第10条 (契約上の地位の処分の禁止等)

翻訳者は、基本契約又は個別契約にもとづく翻訳者の地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。

## 第11条 (再委託の禁止)

1. 翻訳者は、当社の書面による事前の承諾なく、翻訳業務の全部又は一部を第三者に再委託することができません。
2. 翻訳者は、前項による当社の承諾を得て翻訳業務を第三者に再委託する場合には、当該第三者に対して本契約約款にもとづく自己の義務と同等の義務を負担させるとともに、当該第三者において生じた義務の違反につき、全ての責任を当社に対して負担するものとします。

## 第12条 (権利の帰属)

1. 翻訳データの著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）及び所有権については、翻訳データが当社に引き渡された時に、別段の意思表示を待たずに、翻訳者から当社に移転するものとします。
2. 翻訳者は、翻訳データについて著作権者人格権を行使しないものとします。

## 第13条 (営業秘密等の漏洩等の禁止)

1. 翻訳者は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報、サービス利用者に関する情報、サービス利用者から受領した原稿の内容その他翻訳業務に関連して知り得た一切の情報について、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、当該情報の存在若しくは内容を第三者に漏らし、又は当該情報を翻訳データの作成以外の目的に使用してはいけません。
2. 翻訳者は、前項にもとづく義務を適切に履行するため、自らの責任において必要な措置をとらなければなりません。
3. 翻訳者は、当社から請求があった場合又は基本契約が終了した場合には、当社からの指示に従って、第1項に定める情報を速やかに当社に返還し、又は消去しなければなりません。

## 第14条 (監査)

翻訳者は、当社より基本契約又は個別契約に定められた自己の義務の履行状況について報告を求められたときは、遅滞なくその状況に関する報告書の提出等必要な協力を行うものとします。

## 第15条 (変更の届出)

1. 基本契約の申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして基本契約及び個別契約に関する一切の事務を行います。

3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。

#### 第16条（翻訳業務の納期等）

1. 翻訳者は、個別契約において定めた翻訳業務の完了時期までに、次の各号に定めるいずれかの方法その他当社が別途指定する方法により、当社に対し翻訳データを引き渡すものとします。
  - (1) 当社のシステム上に翻訳データをアップロードする方法
  - (2) 当社が指定するオンラインストレージサーバー上に翻訳データをアップロードする方法
  - (3) 翻訳データをパスワード付きで圧縮し、圧縮したファイルを電子メールに添付する方法
  - (4) 翻訳データ自体にパスワードを付け、当該翻訳データを電子メールに添付する方法
2. 翻訳者は、翻訳データの引渡しを遅延した場合には、当該遅延により当社に生じた損害を賠償するものとします。

#### 第17条（翻訳データの検査）

1. 当社は、翻訳データがサーバーにアップロードされた時から240時間以内（以下、「検査期間」という。）に当該翻訳データを検査するものとします。
2. 当社は、前項の検査の結果、翻訳データが当社の求める品質を有していないと判断した場合は、その旨を通知するものとします。この場合において、当社が翻訳者に対して翻訳データの修正を求めたときには、翻訳者は直ちに翻訳データの修正を行わなければなりません。
3. 第1項に定める期間内に当社からの通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。
4. 翻訳者が2項に定める翻訳データの修正を行い当社に翻訳データを引き渡した場合の検査については前3項の規定を準用します。ただし、この場合の検査期間は、修正された翻訳データがサーバーにアップロードされた時から72時間以内とします。

#### 第18条（ペナルティー規定）

1. 当社は、サービス利用者から翻訳内容についてクレームがあった場合、翻訳データが当社の求める品質を有していないと当社が判断した場合、翻訳者が翻訳データの引渡しを遅滞した場合、その他当社がペナルティー規定に定める場合には、ペナルティー規定にもとづき、翻訳料の減額、基本契約若しくは個別契約の解除又は一定期間の翻訳業務の委託停止等の措置をとることができるものとします。
2. 当社は、サービス利用者からのクレームの妥当性や翻訳データの品質等について、当社の品質管理基準に従って判断するものとします。
3. 翻訳者は、前項の品質管理基準、前項による当社の判断の根拠及び当該判断に至る経緯等について当社に説明を求めることはできず、また、当社が翻訳者からの異議を一切受け付けないことを了承するものとします。

#### 第19条（翻訳業務に関する規則）

1. 当社は、翻訳業務を行うに際して翻訳者が遵守すべき事項を明らかにするために、本契約約款及びペナルティー規定とは別に翻訳業務に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で翻訳者に知らせます。
2. 翻訳者は、本契約約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守するものとします。

### 第4章 翻訳料

#### 第20条（翻訳料の価格）

1. 翻訳料は、別途定める基準にしたがって算出される価格とします。
2. 当社は、前項の翻訳料を算出するための基準をあらかじめ定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれを翻訳者に知らせます。

## 第21条（翻訳料の支払方法及び支払期限）

1. 当社は、翻訳者に対し、第17条に定める検査に合格した翻訳データにつき、当該翻訳データの当社に対する引渡し日の属する月の翌月末日までに、翻訳者が指定した銀行口座に振り込む方法により翻訳料を支払うものとします。ただし、ペナルティー規定にもとづいて翻訳料の減額等の措置がなされる場合は、当該措置が優先するものとします。
2. 翻訳料の支払に際して生じる公租公課、振込手数料その他の費用については、翻訳者がこれを負担するものとします。

## 第5章 免責

### 第22条（免責）

1. 当社は、基本契約又は個別契約にもとづく取引に関連して翻訳者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
2. 当社が翻訳者に対して損害賠償責任を負担する場合には、その賠償額は、当該損害の生じた月において当社が翻訳者に支払った翻訳料の金額の範囲に限定されるものとします。

## 第6章 基本契約の更新及び終了

### 第23条（基本契約の存続期間及び更新）

1. 基本契約の存続期間は、その成立の日から6カ月間とします。
2. 前項の存続期間の満了により基本契約が終了する場合には、その存続期間の満了の日の1カ月前までに当事者の一方から相手方に対して基本契約を更新しない旨を通知しない限り、基本契約は6カ月の存続期間をもって同一の内容で更新されるものとします。
3. 基本契約が存続期間の満了により終了し、かつ、その更新がなされない場合であっても、その時点において存続している個別契約がある場合には、その個別契約にもとづく両当事者の債務がいずれも消滅するまでの間、なお基本契約及び個別契約の効力が存続するものとします。
4. 第5条第2項、第7条第3項、第8条、第11条第2項、第12条第2項、第13条、第14条、第18条第3項、第22条、第25条第3項及び第27条ないし第29条の定めは、基本契約終了（第24条又は第25条による解除による終了の場合も含む）の後も有効に存続するものとします。

### 第24条（翻訳者の行う解除）

1. 翻訳者は、将来に向かって随意に基本契約の解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、解除の効果は生じません。

### 第25条（当社の行う解除）

1. 当社は、翻訳者について次の各号に掲げるいずれかの事由があると判断するときは、直ちに無催告で基本契約又は個別契約の解除を行うことができます。
  - (1) 本契約約款又は個別契約で定める義務に違反した場合。
  - (2) 第9条に定める禁止行為を行なった場合。
  - (3) 破産手続その他の倒産手続の申立てが行われた場合。
  - (4) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (5) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐

れがある場合。

- (6) ペナルティー規定又は第19条第1項により制定される規則で定める義務に違反した場合。
  - (7) ペナルティー規定又は第19条第1項により制定される規則において別途定められる基本契約又は個別契約の解除事由が発生した場合。
  - (8) その他、基本契約又は個別契約の解除を行う合理的な理由がある場合
2. 当社は、翻訳者の作成した翻訳データの品質が当社の求める品質を有していないと当社が判断した場合には、ペナルティー規定にもとづく措置に加えて、又は当該措置とは別に、直ちに無催告で基本契約の解除を行うことができるものとします。
  3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、その翻訳者に対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第26条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び翻訳者は、相手方に対して、翻訳者が本契約約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本契約約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - (2) 暴力団関係企業。
  - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
  - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及び翻訳者は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (5) 前各号に準じる行為。
3. 当社及び翻訳者は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに基本契約及び個別契約の解除を行うことができます。
4. 当社又は翻訳者が本条に定める解除を行ったときは、基本契約及び個別契約は、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
5. 当社及び翻訳者は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

## 第7章 紛争の解決等

### 第27条（準拠法）

本契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

### 第28条（裁判管轄）

基本契約又は個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

### 第29条（紛争の解決のための努力）

本契約約款に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

## 第8章 本契約約款の改定

### 第30条（本契約約款等の改定）

当社は、実施する日を定めて本契約約款、ペナルティー規定及び第19条第1項に基づき制定された規則の内容を改定することがあります。その場合には、当社は、改定内容を当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で翻訳者に知らせることとし、基本契約の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

#### 附則（2007年10月24日実施）

本契約約款は、2007年10月24日から実施します。

#### 附則（2018年5月15日改定）

本契約約款は、2018年5月15日に改定し、即日実施します。

#### 附則（2019年3月1日最終改定）

本契約約款は、2019年3月1日に改定し、即日実施します。